

京都市消防局訓令乙第2号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成16年7月16日

京都市消防局長 森 澤 正 一

別表1 活動被服の款救急活動服の項合冬服の目中「に胸章」の右に「並びに所属章及び個人章」を加え、

胸 章	活動服合冬服と同様とする。ただし、文字は黄色とする。	を
-----	----------------------------	---

胸 章	活動服合冬服と同様とする。ただし、文字は黄色とする。	に改め、同項夏服の
所 属 章	活動服合冬服と同様とする。	
個 人 章	活動服合冬服と同様とする。	

目中「に胸章」の右に「並びに所属章及び個人章」を加え、

胸 章	合冬服と同様とする。	を
-----	------------	---

胸 章	合冬服と同様とする。	に改め、同表1 音楽隊被服
所 属 章	合冬服と同様とする。	
個 人 章	合冬服と同様とする。	

の款冬服の項ズボンの目中「ただし、後面のポケットは、ボタン留めしないものとする。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救急活動服は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)